

学校法人常磐大学内部統制システム整備の基本方針

制 定 2025 年 1 月 30 日 理事会

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時開催し、法令および「学校法人常磐大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「寄附行為」に基づき、理事会および評議員会の役割、権限および体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- ③ 常任理事会は、「寄附行為」および「学校法人常磐大学常任理事会規則」に基づき、事業運営上必要な事項について審議・決定し、適切に運営する。
- ④ 業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 業務分掌・決裁権限を明確にし、役員および教職員（以下「教職員等」という。）の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 理事会、評議員会等の重要な会議の議事録、その他業務用書類については、「寄附行為」および「学校法人常磐大学文書等保存規程」に基づき、適切に作成、保存および管理する。
- ⑦ 内部監査部門として監査室を設置する。監査室は業務の適正および効率性を確保するため、業務を執行する各部署の業務執行状況等を定期的に監査する。

2 リスクおよび危機に関する管理体制

- ① 「学校法人常磐大学危機管理規程」に基づき、危機管理体制の構築を図るとともに、危機発生時の役割権限、対処方法等を明確にする。
- ② 個人情報の取扱いに関連する諸規定に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについて、法令および本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 法人の設置する学校の学長、校長、園長は、各担当部門におけるリスクおよび危機の管理体制充実を図る。監査室は、当該部門におけるリスクおよび危機の管理について適切に行われているか適宜監査し、その結果を理事長に報告する。
- ⑤ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重大なリスクおよび危機については、理事会で審議し、必要に応じて対策等の事項を決定する。
- ⑥ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について整備するとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑦ 研究活動上の不正について、「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき対処し、必要に応じて適正な措置を講じる。
- ⑧ 理事会は、リスクおよび危機に関する管理体制について適宜見直しを行う。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 教職員等が法令ならびに「寄附行為」および本法人の規則等を遵守し、倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「学校法人常磐大学コンプライアンス規程」を定める。
- ② 教職員等のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる教育を実施するとともに啓発活動等により周知徹底を図る。
- ③ 本法人の内外から匿名相談が可能な通報窓口を常設し、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談または不正に関する通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。（不正目的通報の場合を除く）
- ④ 監査室は、教職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事長に報告する。理事長は必要に応じて、理事会に報告するとともに、適切な改善を図る。
- ⑤ 法令および本法人の規則等に違反する行為が発見された場合には、「学校法人常磐大学公益通報に関する規程」または「学校法人常磐大学コンプライアンス規程」に従って、迅速に状況を把握するとともに、適正に対応する。

4 監査体制の整備

- ① 監事は、「学校法人常磐大学監事監査規則」に基づき、公平公正な立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要な会議への出席ならびに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議および決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類および情報について、その整備・保存・管理および開示の状況など、情報保存管理体制および情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の求めに応じ、監事の職務を補助するものとして独立性を有する補助職員の配置を検討する。補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、その内容について監事に報告する。
- ⑥ 補助職員は、必要に応じて、理事会、評議員会等の重要な会議および理事長との定期的な会合に陪席する。
- ⑦ 教職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令および本法人の規則等に違反する行為等を発見したときは、直ちに監査室に通報する。
- ⑧ 教職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑨ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑩ 監事はその職務の執行について生ずる費用の前払いもしくは支出した費用の償還または負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5 方針の改廃

- ① 本方針の改廃は理事会が行う。